

特別職の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	12 特別職の身分の取扱い
<p>1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時までに調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。</p>	

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	12 特別職の身分の取扱い
調整の内容	<p>1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時までに調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものについては、そのあり方について調整する。</p>

25

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p><b>1 常勤の特別職</b></p> <p>特別職の給料</p> <p>町長 872,000円/月</p> <p>助役 711,000円/月</p> <p>収入役 629,000円/月</p> <p>教育長 629,000円/月</p> <p>期末手当</p> <p>支給率</p> <p>6月期末手当 100分の210</p> <p>12月期末手当 100分の230</p> <p>加算率</p> <p>町長、助役、収入役、教育長 15%</p> <p>寒冷地手当 一般職の職員の例による</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p> <p>その他の手当 なし</p>	<p><b>1 常勤の特別職</b></p> <p>特別職の給料</p> <p>村長 784,000円/月</p> <p>助役 648,000円/月</p> <p>収入役 570,000円/月</p> <p>教育長 570,000円/月</p> <p>期末手当</p> <p>支給率</p> <p>6月期末手当 100分の210</p> <p>12月期末手当 100分の230</p> <p>加算率</p> <p>村長 5%</p> <p>助役、収入役、教育長 10%</p> <p>寒冷地手当 当分の間支給しない</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p> <p>その他の手当 なし</p>	<p><b>1 常勤の特別職</b></p> <p>特別職の給料</p> <p>村長 800,000円/月</p> <p>助役 643,000円/月</p> <p>収入役 助役兼掌</p> <p>教育長 574,000円/月</p> <p>期末手当</p> <p>支給率</p> <p>6月期末手当 100分の210</p> <p>12月期末手当 100分の230</p> <p>加算率</p> <p>該当なし</p> <p>寒冷地手当 一般職と同じ</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p> <p>その他の手当 なし</p>	<p><b>1 常勤の特別職</b></p> <p>町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時までに調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。</p>

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
<b>2 議会議員</b>		<b>2 議会議員</b>		<b>2 議会議員</b>		<b>2 議会議員</b> 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。なお、定数及び任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)」で別に協議する。
議長	330,000円/月	議長	275,000円/月	議長	270,000円/月	
副議長	264,000円/月	副議長	220,000円/月	副議長	198,000円/月	
委員長	236,000円/月	委員長	197,000円/月	委員長	183,000円/月	
議員	212,000円/月	議員	173,000円/月	議員	162,000円/月	
期末手当		期末手当		期末手当		
支給率		支給率		支給率		
6月	100分の170	6月	100分の120	6月	100分の190	
12月	100分の270	12月	100分の320	12月	100分の250	
加算率	15%	加算率	5%	加算率	該当なし	
<b>3 行政委員会</b>		<b>3 行政委員会</b>		<b>3 行政委員会</b>		<b>3 行政委員会</b> 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時までに調整する。 農業委員会委員については、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(協定項目9)」で別に協議する。
教育委員会委員長	57,500円/月	教育委員会委員長	51,900円/月	教育委員会委員長	47,000円/月	
“ 委員	37,500円/月	“ 委員	34,000円/月	“ 委員	31,000円/月	
選挙管理委員会委員長	9,000円/日	選挙管理委員会委員長	8,400円/日	選挙管理委員会委員長	8,700円/日	
“ 委員	8,200円/日	“ 委員	7,500円/日	“ 委員	7,800円/日	
監査委員(識見者)	125,000円/月	監査委員(識見者)	89,000円/月	監査委員(識見者)	60,000円/月	
“ (議員)	52,000円/月	“ (議員)	49,200円/月	“ (議員)	31,000円/月	
公平委員会委員長	9,000円/日	公平委員会委員長	8,400円/日	公平委員会委員長	8,700円/日	
“ 委員	8,200円/日	“ 委員	7,500円/日	“ 委員	7,800円/日	
農業委員会会長	57,500円/月	農業委員会会長	53,900円/月	農業委員会会長	48,000円/月	
“ 会長代理	43,000円/月	“ 会長代理	37,000円/月	“ 会長代理	37,000円/月	
“ 委員	37,500円/月	“ 委員	34,900円/月	“ 委員	32,000円/月	
固定資産評価審査委員会委員長		固定資産評価審査委員会委員長		固定資産評価審査委員会委員長		
	9,000円/日		7,500円/日		7,800円/日	
“ 委員	8,200円/日	“ 委員	6,500円/日	“ 委員	6,600円/日	

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<b>4 その他の条例で定める特別職</b> <b>(1) 審議会・委員会等の附属機関</b> 総合計画策定審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 国民健康保険運営協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 学校給食センター運営委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 公営住宅審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 民生委員推薦会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 特別職給料及び報酬審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 公害対策審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 表彰者選考委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 使用料等審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>4 その他の条例で定める特別職</b> <b>(1) 審議会・委員会等の附属機関</b> ときめき夢大地さらべつ推進委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 国民健康保険運営協議会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日 学校給食センター運営委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 村営住宅委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 民生委員推せん会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 特別職報酬等審議会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 表彰者選考委員会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日 使用料等審議会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日	<b>4 その他の条例で定める特別職</b> <b>(1) 審議会・委員会等の附属機関</b> 国民健康保険運営協議会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 学校給食センター運営委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 村営住宅入居者選考委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 民生委員推薦会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 特別職報酬等審議会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 表彰者選考委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 使用料等審議会（注2） 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>4 その他の条例で定める特別職</b> その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものについては、そのあり方について調整する。

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
行政改革推進委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	行政改革推進委員会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日	行政改革推進委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	
都市計画審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
情報公開・個人情報保護審査会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	情報審査会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日		
青少年問題協議会 委員 7,000円/日	青少年問題協議会 委員 6,500円/日	青少年問題協議会 委員 6,600円/日	
防災会議 委員 7,000円/日	防災会議 委員 6,500円/日	防災会議 委員 6,600円/日	
文化財審議委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
名誉町民審査委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日		名誉村民審査委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	
健康づくり推進協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
廃棄物減量等推進審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
働く婦人の家運営委員会 委員 7,000円/日			
障害者福祉計画策定委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
介護保険運営等協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
奨学資金選考委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
就学指導委員会 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日		就学指導委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	
体育指導委員 7,000円/日	体育指導委員 6,500円/日	体育指導委員 6,600円/日	
乳幼児対策審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
社会教育委員 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	社会教育委員 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日	社会教育委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	
生活館運営審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
育成牧場運営委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
次世代育成支援対策地域協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
農業委員会に属する地区交換分合計画委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日		農業集団化地区委員及び計画委員 6,600円/日	

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
老人ホーム入所判定会議 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 予防接種健康被害調査委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 社会福祉委員（注1） 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	社会調査委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 子育て委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 保健福祉推進委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日	民生調査委員 6,600円/日	
（注1） 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」により、「専門委員」として報酬額が「委員長8,200円/日、委員7,000円/日」と規定されている委員。 なお、それ以外の4(1)に記載されている委員は上記条例上、「執行機関の附属機関の委員」として報酬額が「委員長8,200円/日、委員7,000円/日」と規定されている。		（注2） 「忠類村特別職の職員の報酬及び費用弁償条例」により、「その他の委員」として報酬額が「委員長7,800円/日、委員6,600円/日」と規定されている委員。	

現 況			調整の具体的内容			
幕別町	更別村	忠類村				
<b>(2) その他の特別職</b>						
投票管理者	12,700円/回	投票管理者		9,700円/日	投票管理者	12,000円/回
投票立会人	10,800円/回	投票管理者職務代理者		8,800円/日	投票管理者職務代理者	10,200円/回
選挙長	10,700円/回	投票立会人		8,800円/日	投票立会人	10,200円/回
開票管理者	10,700円/回	選挙長		8,400円/日	開票管理者及び選挙長	8,700円/回
		開票管理者		8,400円/日	開票管理者・選挙長職務代理者	7,800円/回
		選挙長職務代理者		7,500円/日		
選挙立会人	8,900円/回	開票管理者職務代理者		7,500円/日	開票立会人及び選挙立会人	7,800円/回
開票立会人	8,900円/回	選挙立会人		7,500円/日	学校医	147,000円/年
		開票立会人		7,500円/日	学校歯科医	118,000円/年
					学校薬剤師	44,000円/年
行政区長	均等割 13,800円/年 戸数割 (一戸当たり) 1,300円/年	行政区長		16,000円/月	行政区の区長	150,000円/年
国際交流員	300,000円/月				外国語指導助手	350,000円/月
交通安全指導員	1,400円/時	交通安全指導員		6,500円/日		



行政委員会の概要

事項 種類	法令の根拠	設置団体	権 限	組織（委員会の身分的取扱等）			
				委員数	選任の方法	任期	直接請求
教育委員会	地方自治法第180条の8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条～15条	都道府県・市町村	教育機関の管理、教職員の任免、学校の組織編成等、社会教育・学術・文化に関する事務の管理執行	5人（条例により、都道府県・指定都市は6人、町村は3人にすることが可能）	議会の同意を得て長が任命	4年	解職請求（地教行法第8条）
選挙管理委員会	地方自治法第181条～194条	都道府県・市町村	選挙に関する事務、これに関係のある事務の管理	4人	議会において選挙	4年	解職請求（地方自治法第86条）
公平委員会	地方自治法第202条の2第1項、第2項 地方公務員法第7条～12条	市（人口15万未満、人口15万以上は人事委員会との選択）町村	勤務条件に関する措置要求・不利益処分にかかる審査	3人	議会の同意を得て長が選任	4年	なし
				他の地方公共団体に委託して事務を処理させることができる			
監査委員	地方自治法第195条～202条、第252条の32、第252条の33、第252条の35、第252条の36、第252条の38～252条の44	都道府県・市町村	財務に関する事務の執行・経営にかかる事務の管理・一般行政事務の執行に関する監査の実施・外部監査契約に基づく監査に関する事務	都道府県・25万市4人、市3～2人、町村2人	議会の同意を得て長が選任	識見を有する者 4年 議員 議員の任期（4年）	解職請求（地方自治法第86条）
固定資産評価審査委員会	地方自治法第202条の2第5項 地方税法第423条～434条	市町村	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	3人以上	議会の同意を得て長が選任	3年	なし

行政委員会委員の身分の取扱い（新設合併の場合）

区 分	内 容
教育委員会	<p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>失職した委員13人から職務執行者が5人の委員を臨時に選任する。(18条)</p> <p>選任された委員の任期は、設置後最初に行われる町長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで(18条)</p> <p>教育長は、選任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者(委員長に選任された委員を除く。)(19条)</p> <p>その後、町長が、議会の同意を得て任命する。</p> <p>・最初に任命された委員の任期(20条)</p> <p>定数が5人の場合 2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年</p> <p>定数が3人の場合 1人は4年、1人は3年、1人は2年</p>
選挙管理委員会	<p>【地方自治法施行令第4条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>議会において選挙されるまでの間、従来選挙管理委員会委員であった者12人の互選により4人を定める。なお、職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時について関係人に通知する。</p> <p>任期は、新町議会で委員が選挙されるまで</p> <p>その後、町議会において選挙(地方自治法182条)</p>
監査委員	<p>【地方自治法第195条、196条、197条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>* 監査委員は、新町監査委員に担任する事務を引き継がなければならない。(地方自治法施行令141条)</p> <p>新町長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任する。(196条)</p> <p>定数は、町にあっては2人(195条)</p> <p>任期は4年(197条)</p>
公平委員会	<p>【地方公務員法第7条第3項、第4項、第9条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>人口15万未満の市町村は、条例で公平委員会を置くものとする。</p> <p>新町長が議会の同意を得て、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任する。(9条)</p> <p>定数は、3人(9条)</p> <p>任期は4年(9条)</p> <p>・他の地方公共団体へ委託して事務を処理させることができる。(7条)</p>
固定資産評価審査委員会	<p>【地方税法第423条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>- 1 職務執行者は、町長が選挙されるまでの間は、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることことができる。(選任する場合は、条例で定められた3人以上の定数)</p> <p>- 2 町長は、設置後最初に召集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることことができる。(選任する場合は、条例で定められた3人以上の定数)</p> <p>委員数は、3人以上とし新町において条例で定める。</p> <p>市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任する。</p>

## 特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第4項から第8項 省略)

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。
- 3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### 地方公務員法（昭和25年法律261号）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

## 先進事例

### 篠山市(兵庫県)

新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。  
行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

### 西東京市(東京都)

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。  
ア 任期は、各法令の定めるところによる。  
イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。  
議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。  
行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。  
報酬は、現行報酬額をもとに調整する。  
審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。  
ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。  
イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。  
ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。  
その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

### 大崎上島町(広島県)

特別職の職員(消防団員は除く)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。  
町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給与月額、現行金額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。  
町議会議員及び農業委員会委員の報酬の額は同規模の自治体の例などをもとに調整する。  
教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。  
その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものについては、その必要性を判断して、合併時まで調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

- 1 新町の職務執行者については、4町村の長が別に協議して定める。
- 2 町長のほか常勤の特別職として、助役、収入役及び教育長を置く。なお、任期は、各法令の定めるところによる。また、報酬は、現行報酬額を基に調整する。
- 3 議会議員の報酬は、現行報酬額を基に調整する。
- 4 行政委員会の委員数、任期は、各法令の定めるところによる。なお、報酬は、現行報酬額を基に調整する。
- 5 附属機関は、次のとおり取扱う。  
現に4町村で設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。  
独自に設置されているものは、新町において速やかに調整する。  
人数、任期、報酬額は、現行の制度を基に新町において調整する。
- 6 その他の特別職は、新町において引き続き設置する。なお、必要のあるものは、現行の任期、報酬額を基に調整し、新町において新たに設置する。

いなべ市(三重県)

- 特別職の職員（消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
  - 2 議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
  - 3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
  - 4 その他の条例で定める特別職の職員については、4町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。各町で設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。